

三宅町議会行政視察受け入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三宅町議会(以下「町議会」という。)が行政視察(以下「視察」という。)を受け入れ、三宅町が保有する行政情報等を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の受付に関する事務は、議会事務局(以下「担当課」という。)において行う。

2 視察の対応は、当該視察の目的事項を所管する部署(以下「所管課」という。)において行う。

(申請)

第3条 視察を希望する者(以下「視察者」という。)は、三宅町議会行政視察申請書(別記様式)を担当課に提出するものとする。

(決定及び通知)

第4条 担当課は、前条の規定による申請があったときは、所管課と内容及び目的等を調整の上、視察受け入れの可否を決定し、視察者に通知するものとする。

(視察費等の徴収)

第5条 町は、視察における施設使用料等が発生したときは、当該実費について徴収するものとする。

2 前項の規定による実費負担の庶務は、所管課において行う。

(視察の報告等)

第6条 担当課は、当該視察終了後、視察の内容等を公表するものとする。

2 視察者は、当該視察終了後、視察の内容等を公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。